

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市空家跡地活用支援事業補助金
補助事業等の目 標	諏訪市空家等対策計画に基づき、空家の取壊しによる住宅用地の活用及び流通を促進することで、地域の居住環境整備の推進を図る。
補助事業等の対 象 者	補助金の交付の対象となる者は、特定目的のために空家を取り壊し、及び当該空家の住宅用地の跡地を活用しようとする空家対策事業（以下「空家対策事業」という。）に係る市内の空家及び土地を所有する者又はその代表者であって、市税（諏訪市長が課税するものに限る。）の滞納がない個人施行者とする。
補助対象経費	1 補助金の交付の対象となる事業の経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業対象者が実施する空家対策事業に要する工事のうち、市内の空家の解体（家屋の一部解体を除く。）及び跡地の立竹木の伐採等の環境整備に要する経費（工事費に限る。）とする。 2 次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。 (1) 過去にこの取扱基準による補助金の交付を受けた部分に係る工事費 (2) 市の他の補助金の交付対象としている部分に係る工事費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次に掲げる金額のいずれか低い額を限度とする。 (1) 20万円 (2) 空家が存する住宅用地に対して適用されている申請年度の特例軽減額から、当該空家対策事業に係る住宅用地以外の部分について特例軽減額の適用があったとみなして得た額を控除した額の2倍に相当する額 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評 価	完了実績報告により補助事業の内容を審査及び検査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開 始 時 期	令和2年4月1日
補助事業等の終 了 時 期	令和5年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】
情 報 の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付額、評価の内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	1 この取扱基準による事業において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ下記に定めるところによる。 (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項の空家等又は諏訪市空き家・空き地バンクに登録された家屋であって、同法第14条第2項の規定による勧告を受けていないものをいう。 (2) 特定目的 跡地を自己の住宅の建築用地以外の用途として活用し、又

	<p>は流通させることに寄与すると市長が認める目的をいう。</p> <p>(3) 諏訪市空き家・空き地バンク 諏訪市空き家・空き地バンク制度実施要綱（平成27年諏訪市告示第110号）第2条第3号に規定する利用希望者に提供される制度をいう。</p> <p>(4) 特例軽減額 固定資産税の課税標準の特例の適用により軽減される額をいい、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2第1項に規定する住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額及び同条第2項に規定する小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の5の額に100分の1.4をそれぞれ乗じた額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をいう。</p> <p>2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内に諏訪市空家跡地活用支援事業補助金交付申請書（様式第2号-1）に下記に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、補助金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に諏訪市空家跡地活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号-1）により申請者に通知するものとする。</p> <p>4 申請者は、空家対策事業を変更しようとするときは、諏訪市空家跡地活用支援事業計画変更承認申請書（様式第4号-1。以下「変更申請書」という。）に下記に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>5 市長は、変更申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、諏訪市空家跡地活用支援事業計画変更承認通知書（様式第4号-2）により申請者に通知するものとする。</p> <p>6 申請者は、空家対策事業が予定の期間内に完了しないとき、又は空家対策事業の遂行が困難になったときは、速やかに諏訪市空家跡地活用支援事業工事遅滞等報告書（様式第4号-3。以下「遅滞等報告書」という。）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>7 市長は、遅滞等報告書を受理したときは、その内容を審査し、指示書（様式第4号-4）により申請者に指示するものとする。</p> <p>8 申請者は、空家対策事業を中止し、又は廃止しようとするときは、諏訪市空家跡地活用支援事業工事廃止（中止）届（様式第4号-5）を市長に提出しなければならない。</p> <p>9 申請者は、空家対策事業が完了したときは、諏訪市空家跡地活用支援事業完了実績報告書（様式第5号-1。以下「実績報告書」という。）に下記に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>10 実績報告書は、空家対策事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。</p> <p>11 市長は、実績報告書が提出された場合において、完了に係る検査を行い、適正に空家対策事業が行われたと認めたときは、補助金の額を確定し、諏訪市空家跡地活用支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号-1。以下「確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。</p> <p>12 申請者は、確定通知書を受理した日から起算して10日以内に、諏訪市空家跡地活用支援事業補助金支払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。</p>
--	---

<p style="text-align: center;">提出書類</p>	<p>(1) 諏訪市空家跡地活用支援事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>① 案内図</p> <p>② 2面以上の現況写真</p> <p>③ 申請年度の申請土地及び家屋が記載された固定資産税台帳の写し又は固定資産税の課税明細書の写し</p> <p>④ 空家対策事業に要する費用の内訳書</p> <p>⑤ 市税の滞納がないことを証する書類</p> <p>⑥ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 諏訪市空家跡地活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号-1）</p> <p>(3) 諏訪市空家跡地活用支援事業計画変更承認申請書（様式第4号-1）</p> <p>① 事業変更計画書</p> <p>(4) 諏訪市空家跡地活用支援事業計画変更承認通知書（様式第4号-2）</p> <p>(5) 諏訪市空家跡地活用支援事業工事遅滞等報告書（様式第4号-3）</p> <p>(6) 指示書（様式第4号-4）</p> <p>(7) 諏訪市空家跡地活用支援事業工事廃止（中止）届（様式第4号-5）</p> <p>(8) 諏訪市空家跡地活用支援事業完了実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>① 家屋滅失届出書</p> <p>② 施工箇所ごとの完了時の写真</p> <p>③ 空家対策事業に要する費用の領収書の写し</p> <p>④ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(9) 諏訪市空家跡地活用支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号-1）</p> <p>(10) 諏訪市空家跡地活用支援事業補助金支払請求書（様式第9号）</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p style="text-align: center;">担当部署</p>	<p>諏訪市 建設部 都市計画課 建築住宅係</p>

令和 2年 3月16日 制定（令和 2年 4月 1日 施行）
令和 3年 2月 1日 一部改正（令和 3年 2月 1日 施行）